

## 令和3年度液石法に基づく立入検査結果について

令和3年度において、中部近畿産業保安監督部近畿支部所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に基づき実施した立入検査の結果について、お知らせします。

1. 立入検査実施件数 6事業者、6事業所

2. 立入検査結果

### (1) 嚴重注意

立入検査において、重大な法令違反等が確認された事業者については、中部近畿産業保安監督部近畿支部長名による行政指導（嚴重注意文書の交付）を行うこととしている。令和3年度は、該当なし。

### (2) 改善指示

立入検査において、法令に抵触する事案が認められ、改善の必要があると判断した事業者に対しては、保安課長名による改善指示を行うこととしている。令和3年度に改善指示書を交付したのは、1事業者、1事業所（1件）であった。改善指示の内容は、以下のとおりである。

	改善指示の内容	根拠条文
1	・14条書面の記載内容について、保安機関の名称の記載漏れ（チェック漏れ）が数件見受けられるため、該当の一般消費者等に対しては、書面の修正を行い、再度周知を実施すること。	液石法第14条第1項

なお、改善指示書を交付した1事業者については、改善報告書により、改善措置が完了したことを確認した。

### (3) 口頭指導

立入検査において、改善が望ましいと判断した事項については、口頭による指導を行うこととしている。主な口頭指導の概要は、以下のとおりである。

	口頭指導の概要
1	・周知業務について、顧客データと周知先リストとの齟齬があるため、周知先に漏れがないかの確認を行い、必要な対応を行うこと。
2	・緊急時対応業務について、7号業務委託先から6号業務委託先の連絡フローや、6号業務に係る対応結果の記載様式等について明確でないため、委託先との間で再度確認を行うこと。また、緊急時連絡業務について、6号業務委託先の変更等があった場合の連絡フロー等について、委託先との間で再度確認を行うこと。
3	・令和3年に発生した事故の再発防止策として、その他顧客に対するガス栓の取り扱い及び緊急時連絡先の確認について周知を実施すること。
4	・ガス検知器の校正期限が過ぎているため、速やかに校正を行うこと。
5	・受託認定保安機関の賠償責任保険について、現在加入している保険区分では、実際に受託している業務に係る損害を補償できていないため、関係機関とも相談の上、速やかに必要な手続きを行うこと。

6	・液石法施行規則第132条に基づく保安業務実施状況報告について、年度実績として報告された各業務の実施件数に誤りがあるため、再発防止策を講じること。
7	・バルク貯槽の標識について、旧管理者の名称が表示された看板が設置されたままとなっているため、速やかに撤去すること。
8	・消費設備調査に関して期限を過ぎて実施した消費者について、期限内に訪問した際の不在記録（日付等）を保存しておくこと。

以上